

## 令和6年 第12回 安中市農業委員会議事録【部分開示】

- 1 開催日時 令和6年12月25日(水) 午後1時54分～午後3時21分
- 2 開催場所 安中市役所第201会議室
- 3 出席委員 (16人)  
出席者 1番 宇佐美幸雄      2番 山田 茂      3番 竹内 佳重  
4番 須藤 克美      5番 宮口 太郎      6番 井上 豊  
7番 芝崎 篤子      8番 眞砂 幸光      9番 神宮 俊夫  
10番 戸塚 勉      11番 橋本 一男      12番 武井 洋一  
13番 田中 正明      15番 金井 亮      16番 伏田 再子  
17番 丸山 征二
- 4 欠席委員 (1人)  
14番 中山 範雄
- 5 議事日程  
日程第 1 議事録署名人の指名について  
日程第 2 会務の報告について  
日程第 3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について  
日程第 4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請審議について  
日程第 5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請審議について  
日程第 6 議案第4号 農用地利用集積計画の承認について
- 6 農業委員会事務局職員  
事務局長 小野 恭義      庶務兼農業振興係長 新井 雅彦  
農地係長 眞下 貴光      農地係 中嶋 圭  
農業振興係 大河原健斗

### 会議の概要

- 議長 ただいまから令和6年第12回農業委員会総会を開会します。
- 出席委員は、17名中16名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しました。
- 本日の総会開催に当たり、14番中山範雄委員から欠席届が提出されておりますので、報告します。
- 日程第1、議事録署名人の指名についてを議題とします。

安中市農業委員会総会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名することに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、3番竹内佳重委員・15番金井亮委員の両君を指名します。  
なお、書記に事務局職員を任命します。

次に、日程第2、会務の報告について事務局の説明をお願いします。

事務局 令和6年11月25日開催の第11回総会で許可相当の議決案件、農地法第4条関係1件、5条関係23件につきましては、令和6年12月16日付で許可書を交付いたしました。

現況証明の11月分の取扱いについてですが、6件、19筆の申請があり、転用許可の目的どおり利用されていることを確認し、証明書を交付いたしました。  
令和6年度全国農業委員会会長代表者会議が11月28日に東京都文京区の文京シビックホールで開催され、丸山会長が出席されました。

群馬県農業会議の第9回常設審議委員会が12月16日に前橋市のJAビルで開催され、丸山会長が出席されました。

令和6年度女性農業委員会、女性農地利用最適化推進委員研修会が12月18日に前橋市のJAビルで開催され、伏田委員が出席されました。

続きまして、令和6年第4回安中市議会定例会が11月29日から12月13日の間開催されました。一覧のとおり報告が6件、承認が1件、議案が4件、請願が2件提出され、議案の全てが採択、請願については第2号が趣旨採択、第3号は採択されました。

報告は以上です。

議長 趣旨採択というのは。

事務局 趣旨採択というのは、そっくり請願書採択するのではなくて、その民意を酌んで採択するという形です。一部採択というか、その趣旨を採択するということで、採択文をそっくりそのまま採択することとは違うという意味です。

議長 なるほど、難しいね。これは例の〇〇さんの関係ですね。一応皆さんも情報として聞いておいてください。

次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法3条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから

審議のうえ議決願いたい。

令和6年12月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第1号、農地法第3条の申請は、議案書1ページから2ページ記載の7件です。受理した申請書は、農地法3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

2番。

2番委員 2番です。議案第1号、農地法第3条の6番です。近所の方が農業をやりたいということで農地を買うということで、問題ないかと思われまますので、よろしくをお願いします。

議長 3番。

3番委員 農地法第3条関係の2番です。これについて田んぼのほうは問題ないのですけれども、畑のほうは聞いたかったですけれども、耕作するというご同意いただきましたので、よろしくお願いします。

議長 ほかにありますか。

15番。

15番委員 15番です。該当するところは3番と7番なのですが、3番は行ってみましたらほとんど周りは休耕地が多いのですが、比較的平らなところで、耕作するにはいいところなのかなと。

それと、次が7番です。7番は随分場所がいろいろあるのですが、そのうちの〇〇が4枚ありますけれども、これは斜面が結構急で、この5筆の真ん中辺に太陽光が僅かにあるのですが、南斜面ですし、耕作するにはいいところかなと思います。

それと、あと下の〇〇、この5筆、割と広い場所なのですが、場所によって南側へ行くほど急斜面になっていまして、南側にかなり高い杉木立があって、場所によっては、季節によって日陰になってしまうところもあるのだろうけれども、耕作地としては斜面が急ですけれども、いいところかなと思っております。

以上です。

議長 ほかにありますか。

17番委員 なければ17番から。議案第1号、農地法3条の1番になります。こちらは申

請者の〇〇さんは、この周りでもネギを一生懸命作っています。ここもネギを作る予定らしいです。ご参考をお願いいたします。

ほかにはないですね。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第1号については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は、連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に1番と2番の2件、2班に3番から5番の3件、3班に6番と7番の2件、以上合計7件を付託します。

次に、日程第4、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます

事務局 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和6年12月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第2号、農地法第4条の申請は、議案書3ページ記載の2件です。受理した申請書は、農地法4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくをお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

2番。

2番委員 2番です。議案第2号、農地法第4条の2番です。これは以前許可が出た土地なので、問題ないと思います。

以上です。

議長 5番。

5番委員 5番です。議案第2号、農地法第4条関係の1番です。現地を見ると一般住宅ということで、このうちの実家のすぐ前の畑というか、この前のうちの周りの

畑であります。問題ないと思います。よろしく願いいたします。

議長 ほかにありますか。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第2号について、審査班に審査を付託したいと思いをします。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に2番の1件、3班に1番の1件、以上合計2件を付託します。

次に、日程第5、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。併せて現地調査の概要についても説明をお願いします。

事務局 12月20日に実施されました申請面積1,000平米以上の5条申請8件の現地調査の結果につきましては、特段問題とされるような事項は見当たりませんでしたので、その旨ご報告させていただきます。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和6年12月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請書。

令和6年12月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第3号、農地法5条の申請は、議案書4ページから5ページ記載の17件及び議案書6ページ記載の計画変更1件の計18件です。受理した申請書は、農地法5条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

2番。

2番委員 2番です。議案第3号、農地法第5条の4番、5番、9番、10番、12番、

13番、16番、17番の8件です。

4番です。これは農用地区域内農地ですが、一時転用ということで問題ないかと思われま

す。5番です。これは10番の案件と同じ土地で、測量したら庭として一部使っていたとい

うことで、これも問題ないかと思われま

す。9番です。これは4条の2番と同じあれなのですけれども、南は川で北は一段高い道路とい

うことで、これも問題ないかと思われま

す。10番です。3種農地で周りが住宅で、安中市が買うということで問題ないかと思われま

す。12番です。これも3種農地で、東は太陽光であり、北は道で、四角くて平らな土地でも

ったいないのですけれども、ここのうちの事情がありまして、持ち主が一時病気であれ

していてちょっと体が不自由なもので、これはしょうがないかなと思われま

す。13番です。広い畑の一部を〇〇の住宅を建てるとい

うことで、これも問題ないかと思われま

す。16番です。これは3種農地で、また周りが住宅が多くなっている土地で、これも問題ないかと思われま

す。17番です。17番は、先ほどの3条の6番と同じ人の案件ですが、買う人が住宅の隣を物置と庭園用地で使うとい

うことで、これも問題ないかと思われま

す。

議長 ほかにありますか。

13番。

13番委員 13番です。議案第3号、農地法5条、7番と8番です。

まず、7番です。7番は〇〇を上ってきまして、〇〇、〇〇が見えるのですけれども、そこから安中市〇〇というところまでは行かないのですけれども、途中の土地であります。ちょっと荒れているのですけれども、太陽光としては問題ないと思われるのですけれども、この橋が日陰になってちょっと問題かなと思われま

す。それから、8番は〇〇、この土地は道沿いで、太陽光としては特に問題ないと思われま

す。

議 長 ほかにありますか。

15番。

15番委員 15番です。議案第3号、農地法5条の規定による案件のうちの3番と14番です。

3番ですが、3番は県道脇で県道の下、2、3m県道より下がった農地です。現在ネギとかいろいろそこに作っているのですが、太陽光を造成するというところで、特に南側のほうは何も支障のあるものはないので、適地かなと思っています。それと、あと東側は耕作されている畑、田んぼがありますけれども、馬入れは別のところから入るので、特に支障はないかと思います。

それと、14番ですが、14番は県道の脇、北側のほうに行くと、この場所は両側が民家になっていますが、東側は既に空き家になっております。住んでいるのは、この〇〇さんのうちだけで、ぎりぎりまで太陽光発電施設を予定しておりますが、特には問題ないのですが、東側が空き家のかしぐねというのですか、塀が高くて、特に朝陽が上って何時間ぐらいかは日陰になるので、これはどうするのかなというのが気にはなりますが、太陽光の施設の設置場所としては特に問題ない。それと、あと北側の農地は特に支障はないかと思っております。

以上です。

議 長 ほかにありますか。

7番。

7番委員 7番です。議案第3号、農地法第5条の15番です。実際に建物がありますが、農業用倉庫として数年前に申請されておりました、許可が出ております。特に問題ないと思います。

議 長 ほかにありますか。

17番委員 なければ17番から。農地法第5条の1番と2番、これは同じ人、同じ案件になるのですが、事前着工してコンクリートの水よけみたいなものを造ってしまったということで、始末書が出ております。立地的には宅地と道路に挟まれたところで、周辺の農地への影響はないと考えられます。

次に、11番ですが、こちらは今県道の上のところを〇〇さんが造成してまして、その地続きになりますので、周辺農地への影響はないと考えられます。ご審議の参考にお願いします。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第3号については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に7番から11番の5件、併せて計画変更1番の計6件、2班に1番から6番の6件、3班に12番から17番の6件、以上合計18件を付託します。

これより書類審査のため、暫時休憩とします。

なお、審査が終わり次第再開とします。

(休憩午後 2:33)

(書類審査)

(再開午後 2:53)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

それでは、運営内規に基づき、議案第3号、農地法第5条関係の4番の案件申請者から説明を求めたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 それでは、異議なしと認め、議案第3号、農地法第5条関係の4番の案件申請者から説明を求めます。

(議案第3号4番案件申請者入場・着席)

事務局 それでは、最初に自己紹介をしてから申請内容の説明をお願いします。

4番申請者 ○○株式会社、総務部の部長、○○です。よろしくお願いいたします。

4番申請者 同じく○○、総務部の○○です。よろしくお願いいたします。

4番申請者 今回、弊社新工場増築に当たりまして、弊社の駐車場に新工場を増築するのですが、それに当たりまして新しい駐車場を近隣に探していたのですが、ちょうど当社の上のところがお貸しいただけるということで、臨時でそこに弊社の駐車場を造成する予定でいまして、そちらの申請でこちらに伺いました。

議長 説明が終わりました。

質問のある方はお願いします。

9番。

9番委員 9番です。どうもご苦労さまです。この件でお聞きするのですけれども、シー



トの上に敷く碎石の材質とか厚さ、どのくらい保つものなのかその辺がどうなのかなと思ひまして、質問させていただきます。

4番申請者 シートは防草シートで、3年ぐらい車が載っても保つぐらいの頑丈さを予定しているところで、まだ型式とか、そういったところまでは決まっていないところです。浸透性のあるものを選定する予定であります。碎石に関しては、転圧の様子によって、2cmぐらいのものだろうということで想定いたしました。

9番委員 3年間も使って破れなければいいですけれども、破れたらあれなので、そういう意味で3年間防草シートを敷くということが心配だったので、その辺のところを3年間ちゃんと保つようによろしく願ひします。

4番申請者 はい、分かりました。

議長 ほかにありますか。

17番委員 なければ17番から。どうも今日のご苦労さまです。今9番委員からも質問が出たのですけれども、この計画を読むと、シートを張って碎石を敷くという方法を取られる予定になっているのですけれども、本来であれば碎石を入れるというのは、除去するとき非常に大変なものなので、鉄板を敷くなり、何も入れないで転圧をして使うなりという方法がいいのですけれども、そういった方法をお考えにはならないですか。

4番申請者 鉄板という案も出たところなのですけれども、防草シートを敷いて、碎石を取り除ける。業者に相談したらそのほうが、鉄板は後々処分しなくてはいけないことになるけれども、碎石はまた利用できる。うちのほうで鉄板を持っておく必要がなくなるということで、そちらをお勧めされたというような次第です。碎石のほうですね。

17番委員 というのは、防草シートを敷く。これは3年間保つ強度のものを今選択しているという趣旨の説明だったのですけれども、まだシートも決定していないようですし、一般的には農地に碎石を入れるということは、除去することが非常に困難になるので、あまりお勧めされる方法ではないのです。それは工事業者の方は、そちらのほうが安価で済むからお勧めしているのかもしれませんがけれども、農地を復元するということを考えたときに、仮にシートが破れない保証というのはないわけです。そうすると、農地の中に砂利が入っていくと、この砂利を除去するというのは逆に非常に手間暇がかかるところであります。鉄板なんかでしたら、リースの業者もあるようですし、そういうところでお借りする。3年間の期限限定ですので、借りるという方法もお考えになられたほうがいい

のではないかとということでお話をさせていただきます。

もしくはどうしても砂利を入れるということであれば、表土を30cmとか50cmとか先に掘っておいて、そこにシートを敷いて砂利を敷いて使えば、シートが取れても、そこを少し掘れば表土が戻せますから、農地として復元することができるのですけれども、今のままの状態ですべてシートを敷いて砂利を敷くということは、何かあったときに非常に農地としての復元が困難になるので、そういったことの検討を再度していただいたほうがよろしいのではないかと思います。いかがでしょうか。

4番申請者 今お聞きしたことを持ち帰りまして、業者のほうと再度協議します。

17番委員 それと、工事的に3年間で、一時転用というのは承知されていらっしゃるのによく分かっていると思うのですけれども、3年以上は基本的には延期できないのです。社屋のほうの工事の日程と駐車場の3年間という日程は、間違ってもずれがない計画で大丈夫ですか。

4番申請者 はい、申請のとおり期間でやる予定でいます。

17番委員 トラブルがあっても間に合う。

4番申請者 そうですね。

議長 では、15番。

15番委員 今日のご苦労さまでした。碎石の件で伺いたいのですけれども、碎石2cmの厚さということ。

4番申請者 2cm径の石。

15番委員 径2センチの大きさのことを言っているの。層厚はどのぐらい予定されているか。

4番申請者 転圧によるところを想定しています。土が下がってしまうようでしたら、そこに合わせて道路の高さがあると思うので、そこまで持っていこうかと思っているところです。20cmもし沈むようでしたら、20cm石を敷き詰めるようなことを想定しています。

15番委員 碎石の径が2cmというのは、碎石の表現としてはあまり正確ではないですけれども、ランが入った2cmですか、それとも調整された2cmの径のものを入れるのか。それとあと碎石も角張ったやつがあって、例えば職員の方の車だけしか入らないのだったら、そんなに重量物は入らないので、その下の防草シートをやって、多少スタックなんかして空回りなんかしたときに、簡単に防草シートなんか破けてしまうのかなという心配もあって、碎石の内容ですね。ラ

ンが入っている砕石を使うのか。ランって分かりますよね。

4 番申請者 ランってというのは。

1 5 番委員 だから、中心の径が2 c mで、それよりも細粒部の入ったランというのですけれども、そういう材料を入れるのかで大分違うと思うのですけれども、その辺もよく専門家と相談してやってもらいたいと思うのですけれども。

4 番申請者 分かりました。

議 長 そうすると、砕石もまだ種類は決まっていないのですか。

4 番申請者 まだ決まっています。

議 長 シートも決まっていないし、砕石も決まっていますか。

4 番申請者 はい。

議 長 ほかに質問ありますか。よろしいですか。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

どうもご苦労さまでした。

(議案第3号4番案件申請者退席)

議 長 ここで審査班の意見取りまとめのため、暫時休憩とします。

(休憩午後 3 : 0 4)

(意見取りまとめ)

(再開午後 3 : 0 7)

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

それでは、議案第1号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。

1 班。

1 班班長 7番です。1班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、1番から2番の2件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 2班。

2 班班長 9番です。2班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、3番から5番の3件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 3班。

3班班長 16番です。3班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、6番、7番の2件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。  
これより議案第1号に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。  
これより議案第1号に対する採決を行います。  
本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。  
よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決しました。  
次に、議案第2号に対する書類審査結果について、審査班からの報告を求めます。

1班。

1班班長 7番です。1班に付託された議案第2号、農地法第4条関係は、2番の1件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 3班。

3班班長 16番です。3班に付託された議案第2号、農地法第4条関係は、1番の1件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。  
これより議案第2号に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。  
これより議案第2号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定しました。

次に、議案第3号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。  
1班。

1班班長 7番です。1班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、7番から11番の5件及び計画変更の1番です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議長 2班。

2班班長 9番です。2班に付託された議案第3号、農地法5条関係は、1番から6番の6件です。審査班で農地転用許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、4番を除くほかの案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。また、4番については、未確定要素が多いため継続審議をお願いいたします。以上です。

議長 3班。

3班班長 16番です。3班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、12番から17番の6件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議長 報告が終わりました。

これより議案第3号に対する質疑を行います。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。

これより議案第3号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請については、審査班

の報告のとおり決定しました。

次に、日程第6、議案第4号、農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、農業経営基盤強化促進法附則第5条（令和4年5月27日法律第56号）の規定に基づき、農用地利用集積計画が安中市長より下記のとおり提出されたので、審議のうえ議決願いたい。

令和6年12月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

農用地利用集積計画は、議案書7ページから8ページ記載の25件です。改定前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく願います。

議長 説明が終わりました。

本案について質問がありましたらお願いします。

17番委員 17番から。これ2つあるのだけれども、1つは〇〇さんの〇〇、これ農業公社を通してののに、全部いいのだ、賃借料は。

事務局 はい、あります。使用貸借でゼロ円の契約は公社でもあります。

17番委員 公社は代替で金を払ってどうのこうのって、こういうものはいいのだけ。

事務局 はい。ちなみに8ページのほうは、公社から借りての契約ですけれども、それと対になるもの、7ページの13番から21番までのところがそれと対になる部分で、こちらはゼロ円で公社が借り上げているものです。

17番委員 なるほど。公社がゼロ円で借りればいいのだ。

事務局 そうです。

17番委員 分かった。それともう一つ、この5番、6番。

事務局 〇〇の。

17番委員 これ1.3haだよ。1つの〇〇さんでこんなにネギ使わないよね。1反歩で平均100箱、200箱。

16番委員 〇〇って何店かありますよね、1店だけではなくて。

17番委員 だって、あそこはお店1個だろう。

事務局 あそこはお店1個で、ほかのチェーン店に提供する。

17番委員 そうのことね。そうでないと、販売目的にしないと目的がずれてしまうから。分かりました。

議長 ほかに。

6 番。

6 番委員 今回の公社のもう一回ちょっと説明を。

議長 公社がただでゼロ円で、ここに対が出ていますのでよ、この13番から。ここで公社もゼロ円で借り上げているのです。普通公社は1万円を目安に借り入れるではないですか。それを1万円を目安に貸すのですけれども、これはだから事前に打合せができていたということですか。

事務局 そうです。

議長 公社を間に通したということだよ。

事務局 はい。今はお金を逆に払って管理してもらうくらいのことなので、ゼロ円でないと借りてくれないところが公社でもあるのです。

議長 現状に即したやり方になってきたということです。逆に言えば、この①番さんなんかコンニャク安いのに、よくこんなに払ってくれるなという。

5 番委員 私も畑をうんと面積作っていて、こんな払っている畑というのはないのだ。全部払っているのだから、すごいよ。自分らはゼロだから、もし20町歩作ってれば、20町歩分みんな。

議長 金は払っているわけだね。いいですか。では、公社がこれは事前に多分地主さんと借手側が話ができている、ただ制度を利用するために公社を通してというシステムなのですから、ゼロ円でもいいそうです。今まで公社を通すのは、全部金が発生するのだと思っていたけれども、いいのだね。こういうやり方もいいみたいです。

では、ほかにありますか、質問は。ないですか。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。

それでは、お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号、農用地利用集積計画の承認については、原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定しました。

以上で議案審議は全て終了しました。

これをもちまして令和6年第12回安中市農業委員会総会を閉会します。

慎重審議をいただきましてありがとうございました。

時に午後 3時21分

以上、会議の顛末を記載しその内容に相違ないことを証するため、ここに署名捺印する。

令和6年12月25日

安中市農業委員会会長

3番委員

15番委員